委員会規則第3条第1項に基づく届出書

令和4年1月4日

			□中止
執行機関名	目黒区長		

1. 執行機関の別	1: 都道府県知事・市区町村長等							
1・野(1) ((1. 即退心东州事门区则约文寺							
	○ 知事		● 市区町村長等					
2. 都道府県名		東京都						
3. 市区町村名		目黒区						
4. 届出番号		19						
5. 独自利用事務の事例番 号		108-1						
6. 届出書を公表している ウェブページのアドレス	https://www.city.meguro.tokyo.	jp/kurashi/my-numbe	r/system/mynumber_dokuziriyou.html					

重度心身障害者等の医療費助成に関する事務

1. 準ずる法定事務の名称と趣旨又は目的の内容等

	(1)法定事務	(2)独自利用事務
①事務の名称	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援給付の支給又は地域生活支援事業の実施に関する事務であって主務省令で 定めるもの	心身障害者の医療費の助成に関する条例(昭和49年3月東京都条例第20号)による医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの
②番号法別表第1の項	84	
③番号法別表第2の項	108	
④番号法第9条第2項に基づき定める条例の名称及び① の該当部分		目黒区個人番号の利用に関する条例別表第10の項 心身障害者の医療費の助成に関する条例(昭和49年3月東京都条例第20号)による医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの
	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成十七年法律第百二十三号)	心身障害者の医療費の助成に関する条例(昭和49年3月東京都条例第20号)第1 条
⑥事務の趣旨又は目的	この法律は、障害者基本法の基本的な埋念にのつとり、身体障害者福祉法、知的障害者福祉法、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律、児童福祉法その他障害者及び障害児の福祉に関する法律と相まって、障害者及び障害児が基本的人権を享有する個人としての尊厳にふさわしい日常生活又は社会生活を営むことができるよう、必要な障害福祉サービスに係る給付、地域生活支援事業その他の支援を総合的に行い、もって障害者及び障害児の福祉の増進を図るとと	保健の同上に前分9
⑦独自利用事務の関連規範		心牙障害有の医療質の助成に関する条例(昭和49年3月東京都条例第20号) 同条例施行規則(昭和49年6月規則第113号) 特別区における東京都の事務処理の特例に関する条例(平成11年12日条例第

2. 準ずる法定事務の具体的な事務内容と提供を求める特定個人情報等

事務1	(1)法定事務	(2)独自利用事務
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 55 条 項 1 号	心身障害者の医療費の助成に関する条例第4条 心身障害者の医療費の助成に関する条例施行規則第6条
②事務の内容	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第六条の自立支援給付(自立支援医療費及び高額障害福祉サービス等給付費(障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令(平成十八年政令第十号)第四十三条の五第六項に規定する場合に支給するものに限る。)を除く。)の支給の申請に係る事実についての審査に関する事務	心身障害者医療費助成制度の受給資格の認定に係る事実についての審査に関 する事務
特定個人情報1		
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 55 条 項 1 号 ホ	心身障害者の医療費の助成に関する条例第2条第1項 心身障害者の医療費の助成に関する条例施行規則第1条第1号
②情報提供者	市町村長	市町村長
③提供を求める特定個人情 報	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第六条の自立 支援給付の支給に関する情報	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第六条の自立 支援給付の支給に関する情報
特定個人情報2		
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 55 条 項 1 号 リ	心身障害者の医療費の助成に関する条例第2条第2項第2号
②情報提供者	都道府県知事等	都道府県知事等
③提供を求める特定個人情 報	生活保護実施関係情報	生活保護実施関係情報
特定個人情報3		
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 55 条 項 1 号 ヌ	心身障害者の医療費の助成に関する条例第2条第2項第3号
②情報提供者	都道府県知事等	都道府県知事等
③提供を求める特定個人情 報	中国残留邦人等支援給付実施関係情報	中国残留邦人等支援給付実施関係情報

特定個人情報4		
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 55 条 項 1 号卜	心身障害者の医療費の助成に関する条例第2条第1項別表
②情報提供者	都道府県知事	都道府県知事
③提供を求める特定個人情 報		身体障害者福祉法第十五条第一項の身体障害者手帳の交付及びその障害の程 度に関する情報
特定個人情報5		
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 55 条 項 1 号 チ	心身障害者の医療質の助成に関する条例第2条第1項別表
②情報提供者	都道府県知事	都道府県知事
③提供を求める特定個人情 報	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第四十五条第一項の精神障害者保 健福祉手帳の交付及びその障害の程度に関する情報	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第四十五条第一項の精神障害者保 健福祉手帳の交付及びその障害の程度に関する情報
特定個人情報6		
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 55 条 項 1 号 へ	心身障害者の医療費の助成に関する条例第2条第1項 心身障害者の医療費の助成に関する条例施行規則第1条第2号
②情報提供者	都道府県知事	都道府県知事
③提供を求める特定個人情 報	児童福祉法第二十四条の二第一項の障害児入所給付費の支給に関する情報	児童福祉法第二十四条の二第一項の障害児入所給付費の支給に関する情報
特定個人情報7		
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 条 項 号	
②情報提供者		
③提供を求める特定個人情 報		
特定個人情報8		
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 条 項 号	
②情報提供者		
③提供を求める特定個人情 報		

特定個人情報9	特定個人情報9						
①根拠規定	番号法別表第二主務省令	条	項	号			
②情報提供者							
③提供を求める特定個人情 報							
特定個人情報10							
①根拠規定	番号法別表第二主務省令	条	項	号			
②情報提供者							
③提供を求める特定個人情 報							
事務2	(1)法定事務				(2)独自利用事務		
①根拠規定	番号法別表第二主務省令	条	項	뭉			
②事務の内容							
特定個人情報1							
①根拠規定	番号法別表第二主務省令	条	項	号			
②情報提供者							
③提供を求める特定個人情 報							
特定個人情報2							
①根拠規定	番号法別表第二主務省令	条	項	뭇			
②情報提供者							
③提供を求める特定個人情 報							

特定個人情報3					
①根拠規定	番号法別表第二主務省令	条	項	号	
②情報提供者					
③提供を求める特定個人情 報					
特定個人情報4					
①根拠規定	番号法別表第二主務省令	条	項	号	
②情報提供者					
③提供を求める特定個人情 報					
特定個人情報5					
①根拠規定	番号法別表第二主務省令	条	項	号	
②情報提供者					
③提供を求める特定個人情 報					
特定個人情報6					
①根拠規定	番号法別表第二主務省令	条	項	号	
②情報提供者					
③提供を求める特定個人情 報					
特定個人情報7					
①根拠規定	番号法別表第二主務省令	条	項	뭉	
②情報提供者					
③提供を求める特定個人情 報					

特定個人情報8	特定個人情報8						
①根拠規定	番号法別表第二主務省令	条	項	号			
②情報提供者							
③提供を求める特定個人情 報							
特定個人情報9							
①根拠規定	番号法別表第二主務省令	条	項	号			
②情報提供者							
③提供を求める特定個人情 報							
特定個人情報10							
①根拠規定	番号法別表第二主務省令	条	項	号			
②情報提供者							
③提供を求める特定個人情 報							
事務3	(1)法定事務				(2)独自利用事務		
①根拠規定	番号法別表第二主務省令	条	項	号			
②事務の内容							
特定個人情報1							
①根拠規定	番号法別表第二主務省令	条	項	号			
②情報提供者							
③提供を求める特定個人情 報							

特定個人情報2					
①根拠規定	番号法別表第二主務省令	条	項	무	
②情報提供者					
③提供を求める特定個人情 報					
特定個人情報3					
①根拠規定	番号法別表第二主務省令	条	項	号	
②情報提供者					
③提供を求める特定個人情 報					
特定個人情報4					
①根拠規定	番号法別表第二主務省令	条	項	号	
②情報提供者					
③提供を求める特定個人情 報					
特定個人情報5					
①根拠規定	番号法別表第二主務省令	条	項	号	
②情報提供者					
③提供を求める特定個人情 報					
特定個人情報6					
①根拠規定	番号法別表第二主務省令	条	項	号	
②情報提供者					
③提供を求める特定個人情 報					

特定個人情報7						
①根拠規定	番号法別表第二主務省令	条	項	号		
②情報提供者						
③提供を求める特定個人情 報						
特定個人情報8						
①根拠規定	番号法別表第二主務省令	条	項	号		
②情報提供者						
③提供を求める特定個人情 報						
特定個人情報9						
①根拠規定	番号法別表第二主務省令	条	項	号		
②情報提供者						
③提供を求める特定個人情 報						
特定個人情報10						
①根拠規定	番号法別表第二主務省令	条	項	号		
②情報提供者						
③提供を求める特定個人情 報						
事務4	(1)法定事務				(2)独自利用事務	
①根拠規定	番号法別表第二主務省令	条	項	号		
②事務の内容						

特定個人情報1							
①根拠規定	番号法別表第二主務省令	条	項	무			
②情報提供者							
③提供を求める特定個人情 報							
特定個人情報2							
①根拠規定	番号法別表第二主務省令	条	項	号			
②情報提供者							
③提供を求める特定個人情 報							
特定個人情報3							
①根拠規定	番号法別表第二主務省令	条	項	号			
②情報提供者							
③提供を求める特定個人情 報							
特定個人情報4							
①根拠規定	番号法別表第二主務省令	条	項	号			
②情報提供者							
③提供を求める特定個人情 報							
特定個人情報5							
①根拠規定	番号法別表第二主務省令	条	項	뭉			
②情報提供者							
③提供を求める特定個人情 報							

特定個人情報6					
①根拠規定	番号法別表第二主務省令	条	項	뭉	
②情報提供者					
③提供を求める特定個人情 報					
特定個人情報7					
①根拠規定	番号法別表第二主務省令	条	項	号	
②情報提供者					
③提供を求める特定個人情 報					
特定個人情報8					
①根拠規定	番号法別表第二主務省令	条	項	号	
②情報提供者					
③提供を求める特定個人情 報					
特定個人情報9					
①根拠規定	番号法別表第二主務省令	条	項	号	
②情報提供者					
③提供を求める特定個人情 報					
特定個人情報10					
①根拠規定	番号法別表第二主務省令	条	項	뭉	
②情報提供者					
③提供を求める特定個人情 報					

事務5	(1)法定事務				(2)独自利用事務
①根拠規定	番号法別表第二主務省令	条	項	뭉	
②事務の内容					
特定個人情報1					
①根拠規定	番号法別表第二主務省令	条	項	뭉	
②情報提供者					
③提供を求める特定個人情 報					
特定個人情報2					
①根拠規定	番号法別表第二主務省令	条	項	뭉	
②情報提供者					
③提供を求める特定個人情 報					
特定個人情報3					
①根拠規定	番号法別表第二主務省令	条	項	뭉	
②情報提供者					
③提供を求める特定個人情 報					
特定個人情報4					
①根拠規定	番号法別表第二主務省令	条	項	뭇	
②情報提供者					
③提供を求める特定個人情 報					

特定個人情報5					
①根拠規定	番号法別表第二主務省令	条	項	무	
②情報提供者					
③提供を求める特定個人情 報					
特定個人情報6					
①根拠規定	番号法別表第二主務省令	条	項	号	
②情報提供者					
③提供を求める特定個人情 報					
特定個人情報7					
①根拠規定	番号法別表第二主務省令	条	項	号	
②情報提供者					
③提供を求める特定個人情 報					
特定個人情報8					
①根拠規定	番号法別表第二主務省令	条	項	号	
②情報提供者					
③提供を求める特定個人情 報					
特定個人情報9					
①根拠規定	番号法別表第二主務省令	条	項	뭉	
②情報提供者					
③提供を求める特定個人情 報					

特定個人情報10									
①根拠規定	番号法別表第二主務省令	条	項	号					
②情報提供者									
③提供を求める特定個人情 報									
事務6	(1)法定事務				(2)独自利用事務				
①根拠規定	番号法別表第二主務省令	条	項	号					
②事務の内容									
特定個人情報1									
①根拠規定	番号法別表第二主務省令	条	項	号					
②情報提供者									
③提供を求める特定個人情 報									
特定個人情報2									
①根拠規定	番号法別表第二主務省令	条	項	무					
②情報提供者									
③提供を求める特定個人情 報									
特定個人情報3									
①根拠規定	番号法別表第二主務省令	条	項	뭇					
②情報提供者									
③提供を求める特定個人情 報									

特定個人情報4					
①根拠規定	番号法別表第二主務省令	条	項	무	
②情報提供者					
③提供を求める特定個人情 報					
特定個人情報5					
①根拠規定	番号法別表第二主務省令	条	項	号	
②情報提供者					
③提供を求める特定個人情 報					
特定個人情報6					
①根拠規定	番号法別表第二主務省令	条	項	号	
②情報提供者					
③提供を求める特定個人情 報					
特定個人情報7					
①根拠規定	番号法別表第二主務省令	条	項	号	
②情報提供者					
③提供を求める特定個人情 報					
特定個人情報8					
①根拠規定	番号法別表第二主務省令	条	項	뭉	
②情報提供者					
③提供を求める特定個人情 報					

特定個人情報9	· f定個人情報9							
①根拠規定	番号法別表第二主務省令	条	項	号				
②情報提供者								
③提供を求める特定個人情 報								
特定個人情報10								
①根拠規定	番号法別表第二主務省令	条	項	号				
②情報提供者								
③提供を求める特定個人情 報								
事務7	(1)法定事務				(2)独自利用事務			
①根拠規定	番号法別表第二主務省令	条	項	号				
②事務の内容								
特定個人情報1								
①根拠規定	番号法別表第二主務省令	条	項	号				
②情報提供者								
③提供を求める特定個人情 報								
特定個人情報2								
①根拠規定	番号法別表第二主務省令	条	項	뭇				
②情報提供者								
③提供を求める特定個人情 報								

特定個人情報3					
①根拠規定	番号法別表第二主務省令	条	項	무	
②情報提供者					
③提供を求める特定個人情 報					
特定個人情報4					
①根拠規定	番号法別表第二主務省令	条	項	号	
②情報提供者					
③提供を求める特定個人情 報					
特定個人情報5					
①根拠規定	番号法別表第二主務省令	条	項	号	
②情報提供者					
③提供を求める特定個人情 報					
特定個人情報6					
①根拠規定	番号法別表第二主務省令	条	項	号	
②情報提供者					
③提供を求める特定個人情 報					
特定個人情報7					
①根拠規定	番号法別表第二主務省令	条	項	号	
②情報提供者				•	
③提供を求める特定個人情 報					

特定個人情報8	· 持定個人情報8							
①根拠規定	番号法別表第二主務省令	条	項	号				
②情報提供者								
③提供を求める特定個人情 報								
特定個人情報9								
①根拠規定	番号法別表第二主務省令	条	項	号				
②情報提供者								
③提供を求める特定個人情 報								
特定個人情報10								
①根拠規定	番号法別表第二主務省令	条	項	号				
②情報提供者								
③提供を求める特定個人情 報								
事務8	(1)法定事務				(2)独自利用事務			
①根拠規定	番号法別表第二主務省令	条	項	무				
②事務の内容								
特定個人情報1								
①根拠規定	番号法別表第二主務省令	条	項	号				
②情報提供者								
③提供を求める特定個人情 報								

特定個人情報2					
①根拠規定	番号法別表第二主務省令	条	項	무	
②情報提供者					
③提供を求める特定個人情 報					
特定個人情報3					
①根拠規定	番号法別表第二主務省令	条	項	号	
②情報提供者					
③提供を求める特定個人情 報					
特定個人情報4					
①根拠規定	番号法別表第二主務省令	条	項	号	
②情報提供者					
③提供を求める特定個人情 報					
特定個人情報5					
①根拠規定	番号法別表第二主務省令	条	項	号	
②情報提供者					
③提供を求める特定個人情 報					
特定個人情報6					
①根拠規定	番号法別表第二主務省令	条	項	号	
②情報提供者					
③提供を求める特定個人情 報					

特定個人情報7	· f定個人情報7							
①根拠規定	番号法別表第二主務省令	条	項	号				
②情報提供者								
③提供を求める特定個人情 報								
特定個人情報8								
①根拠規定	番号法別表第二主務省令	条	項	号				
②情報提供者								
③提供を求める特定個人情 報								
特定個人情報9								
①根拠規定	番号法別表第二主務省令	条	項	号				
②情報提供者								
③提供を求める特定個人情 報								
特定個人情報10								
①根拠規定	番号法別表第二主務省令	条	項	号				
②情報提供者								
③提供を求める特定個人情 報								
事務9	(1)法定事務				(2)独自利用事務			
①根拠規定	番号法別表第二主務省令	条	項	号				
②事務の内容								

特定個人情報1					
①根拠規定	番号法別表第二主務省令	条	項	무	
②情報提供者					
③提供を求める特定個人情 報					
特定個人情報2					
①根拠規定	番号法別表第二主務省令	条	項	号	
②情報提供者					
③提供を求める特定個人情 報					
特定個人情報3					
①根拠規定	番号法別表第二主務省令	条	項	号	
②情報提供者					
③提供を求める特定個人情 報					
特定個人情報4					
①根拠規定	番号法別表第二主務省令	条	項	号	
②情報提供者					
③提供を求める特定個人情 報					
特定個人情報5					
①根拠規定	番号法別表第二主務省令	条	項	뭉	
②情報提供者					
③提供を求める特定個人情 報					

特定個人情報6					
①根拠規定	番号法別表第二主務省令	条	項	뭉	
②情報提供者					
③提供を求める特定個人情 報					
特定個人情報7					
①根拠規定	番号法別表第二主務省令	条	項	号	
②情報提供者					
③提供を求める特定個人情 報					
特定個人情報8					
①根拠規定	番号法別表第二主務省令	条	項	号	
②情報提供者					
③提供を求める特定個人情 報					
特定個人情報9					
①根拠規定	番号法別表第二主務省令	条	項	号	
②情報提供者					
③提供を求める特定個人情 報					
特定個人情報10					
①根拠規定	番号法別表第二主務省令	条	項	뭉	
②情報提供者				-	
③提供を求める特定個人情 報					

事務10	(1)法定事務				(2)独自利用事務
①根拠規定	番号法別表第二主務省令	条	項	号	
②事務の内容					
特定個人情報1					
①根拠規定	番号法別表第二主務省令	条	項	号	
②情報提供者					
③提供を求める特定個人情 報					
特定個人情報2					
①根拠規定	番号法別表第二主務省令	条	項	号	
②情報提供者					
③提供を求める特定個人情 報					
特定個人情報3					
①根拠規定	番号法別表第二主務省令	条	項	号	
②情報提供者					
③提供を求める特定個人情 報					
特定個人情報4					
①根拠規定	番号法別表第二主務省令	条	項	号	
②情報提供者					
③提供を求める特定個人情 報					

特定個人情報5							
①根拠規定	番号法別表第二主務省令	条	項	무			
②情報提供者							
③提供を求める特定個人情 報							
特定個人情報6							
①根拠規定	番号法別表第二主務省令	条	項	号			
②情報提供者							
③提供を求める特定個人情 報							
特定個人情報7							
①根拠規定	番号法別表第二主務省令	条	項	号			
②情報提供者							
③提供を求める特定個人情 報							
特定個人情報8							
①根拠規定	番号法別表第二主務省令	条	項	号			
②情報提供者							
③提供を求める特定個人情 報							
特定個人情報9							
①根拠規定	番号法別表第二主務省令	条	項	号			
②情報提供者				•			
③提供を求める特定個人情 報							

特定個人情報10					
①根拠規定	番号法別表第二主務省令	条	項	号	
②情報提供者					
③提供を求める特定個人情 報					
_			•		

備考	本事務は、特別区における東京都の事務処理の特例に関する条例(平成11年12月条例第106号)により東京都から委任された事務である。